

令和6年度

ぴらねっと扶桑

まちづくり助成金

～まちづくり応援プログラム～

募集要項

令和5年12月

第8回助成金交付の募集について

平素は、ぷらねっと扶桑の事業に格別のご理解・ご支援をいただき誠に有難うございます。

さて、今年度も以下の通り「ぷらねっと扶桑まちづくり助成金交付の募集」を致します。

1. 令和6年度の事業計画を対象とします。
2. 応募に関する内容・応募時期等の詳細は、募集要項をご覧ください。
3. 説明会も実施致しますので、ご出席を検討下さい。
4. 皆さんに期待していること
 - 1) 活動団体として、皆さん方の活動の原点確認と特徴を生かした企画。
 - 2) 企画にチャレンジしていただいた結果として、まちづくりに貢献。
 - 3) しなやかな発想で、提案だけでなく、結果を出してみせるという心意気。

60以上の登録団体が各分野にて精力的に活動しておられます、その方々に対しぷらねっと扶桑理事及びスタッフ一同は敬意をもって本年度も助成金事業を実施させていただきます。本助成金の原資は住民活動に深くご理解を頂いた賛助会員の皆様の会費により成り立つものであります。明るい豊かな扶桑の為に活動するみなさんの事業が正しく報われ実現出来るように助成するものです。審査に関しては地域協働課の見識も含めて進めて参ります。

地道な継続事業から華やかな事業まで様々な企画をお待ちしています。

令和5年12月
ぷらねっと扶桑
理事長 早岐 優一

1 助成の対象となる活動

ぷらねっと扶桑が重点的に取り組む以下5つの分野の社会貢献活動のうち、いずれかの活動に関与する団体に対して助成募集します。

- (1) まちづくりへの貢献
- (2) 住民協働への貢献
- (3) 子育てへの貢献
- (4) 安心・安全な社会づくりへの貢献（防犯、減災活動など）
- (5) 社会福祉への貢献（高齢者福祉、障がい者福祉など）

2 助成の対象となる団体

営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う、もしくは行おうとする団体で（法人格の有無は問わない）、以下の要件に総て該当することが必要です。

- (1) 3名以上の構成員で組織し、主に扶桑町内を拠点に持続的に活動を行っている団体であること。
- (2) ぷらねっと扶桑の活動会員（登録団体）として登録済の団体もしくは、令和6年1月31日（水）までに新規に会員登録手続きを完了見込みの団体であること。
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 反社会的勢力の統制下にある団体でないこと。
- (5) 団体の代表者、連絡先等が明確になっている団体であること。
- (6) その他の法令、公序良俗に違反する行為がないこと。

3 助成できる活動の要件

- (1) 公益的な住民活動、社会貢献活動であり、団体が自ら主体で行う活動であること。
- (2) ぷらねっと扶桑が重点的に取り組む前述5つの分野の社会貢献活動の中のいずれかに該当すること。
- (3) 事業の実績報告書にてその成果を報告できること。
- (4) 他から助成金あるいは補助金等を受けている活動も助成対象となりますが、その場合は必ず「助成交付申請書」の所定欄にその旨を明記し申請を行うこと。
- (5) 団体の活動が原則令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の期間内に実施されること。何らかの事情により年度をまたぐ場合は速やかに書面で報告すること。

以下の団体活動は助成の対象となりません。

- (1) 特定の個人や団体または構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な活動。
- (2) 公益性のない趣味的活動を目的とするもの。
- (3) 構成員の日頃の成果を発揮する目的のみで行う活動およびその練習。
(例えば、展示会、発表会、イベント、大会参加等)
- (4) 単に団体会員の自己啓発を目的とした勉強会や講習会。
- (5) 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの。
- (6) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。
- (7) その他審査委員会で助成が不適当と認められるもの。

4 助成の交付額（令和6年度分）

交付団体数	総 額
最大5団体	最大200,000円

5 助成の対象となる事業期間

原則として令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの一年間における持続的活動を対象とします。

6 募集の方法

(1) 募集期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月10日(土)までに、提出書類を密封の上、ぷらねっと扶桑まで直接お持ちいただくか、郵送してください。（当日必着）

メールやFAXでは受付できません。

※内容に不備・不明点があった場合は、再提出していただく場合があります。

※日曜・火曜・祝日は休業日となっております。

(2) 提出書類

- ① 助成金交付申請書
- ② 収支予算案
- ③ 申請団体の定款・規約・会則の写し（任意様式）
- ④ 会員名簿

(3) 応募書類提出先

〒480-0107

扶桑町大字高木字稲葉63番地（扶桑町中央公民館内）

ぷらねっと扶桑 事務局 宛

7 審査方法, 審査基準項目及び交付決定通知

- (1) ぷらねっと扶桑が任命する委員（正会員・賛助会員を含む）で構成する審査委員会（委員長：ぷらねっと扶桑理事長）による公平かつ厳正なる審査（申請者の書類審査）を経て交付団体を最終決定します。なお、審査の過程で必要に応じて申請団体に対して活動状況についての補足説明を求めることがあります。
- (2) 審査方法は提出書類のみで最終選考を行います。なお、申請書類の記入内容及び申請書類等の著しい不備により審査が円滑に行うことが出来ない場合、あるいは申請内容に明らかに虚偽があると判断される場合は、審査対象から外すことがあります。
- (3) 審査基準項目は、以下に述べる項目について評点し、原則その合計点数の高い団体から助成対象とします。

審査基準項目	内容説明
(1) 貢献性	活動が広く住民に益し、役に立ち、ためになる内容か。 (公益性・地域性)
(2) 独自性	活動が特色を持って取り組まれているか。 (先進性・独創性)
(3) 発展性	今後活動の成果の広がりが期待できるか、あるいは、次世代の育成に繋がる活動であるか。 (チャレンジ性・継続性)

- (4) 審査の結果については、助成金交付決定通知書（不交付の場合はその旨の通知状）を以って、応募団体の代表者（又は代表者の指名する団体担当者）宛、令和6年3月中旬（予定）までに書面で通知します。
- (5) 審査委員会における審議の過程や選考結果等に関して、審査委員長が認める情報以外のその他いかなる情報も事後第三者に開示することはありません。

8 助成金の交付時期

交付決定後、令和6年3月下旬（予定）までに団体代表者に直接交付します。または、指定金融機関口座へ振り込みます。

9 情報の公開

交付決定の団体名、団体代表者名、活動内容等の詳細をぷらねっと扶桑のホームページや会報紙等により公表することがあります。

10 助成事業の実施

申請書に基づいて事業を実施していただきます。
実施期間内に進捗状況をお問い合わせする場合があります。

11 交付助成金の使途

交付する助成金は、交付団体のまちづくり活動推進に資するための必要経費等に充当いただくことを原則とします。

本目的以外の経費、例えば以下①～③への流用は認められません。

- ① 交付団体の構成員による親睦を主たる目的とした会合等の飲食費
- ② 助成金の対象活動以外の経費
- ③ 団体の構成員に対する謝金・人件費等

なお、後日交付団体に交付助成金の使途についてお問い合わせすることもあります。

12 実績報告書の提出

事業完了後 1カ月以内（原則）に速やかに、実績報告として下記書類をご提出ください。

- ① 実績報告書
- ② 事業が分かる資料（写真、チラシ等）
- ③ 会計報告書、領収書等の書類（写し可）

13 助成金の返還

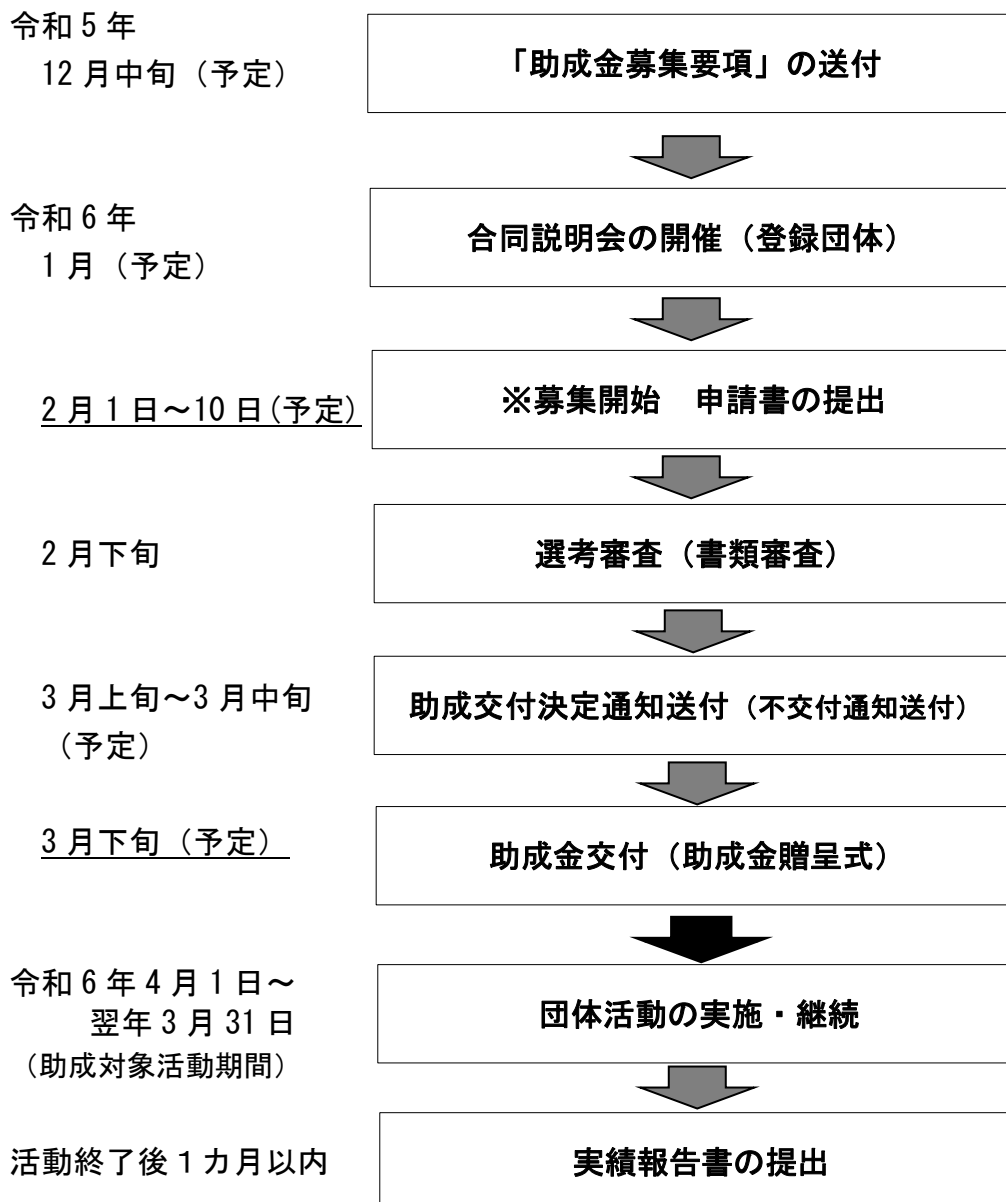
次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますのでご了承ください。

- ① 申請内容に虚偽があると判明したとき。
- ② 申請事業を中止、または大幅に縮小したとき。
- ③ 団体が事業終了前に解散したとき。

14 その他事項

- (1) 申請時にご提出いただいた応募書類等は、一切返却いたしません。
- (2) 令和6年度のまちづくり団体助成金の応募・交付までの手続きの流れについて、以下に詳しく解説します。

15 令和6年度・まちづくり団体助成金応募・交付までの流れ



※申請には令和6年1月31日までに団体会員登録が必要です。